

NSA 第 30 号
令和 2 年 4 月 17 日
(公財) 新潟県スキー連盟
会 長 次井 雪雄
事務局長 藤ノ木 一正
(公印略)

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための、事務局運営の基本方針

平素から本連盟の諸事業の推進にご協力を賜り深く感謝申し上げます
表題の通り、感染症流行に伴い県連事務局の運営について方針を取り決めました
下記内容の実施は、2020/4/17～終了日は未定（終了日には HP で通達致します）
ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い致します

～新型コロナウイルス感染拡大防止のための、事務局運営の基本方針～

- ◆事務局への不要不急の来局はお断りします
- ◆事務局及び、小千谷農業管理センター会議室の会議利用も当面の間お断りします
- ◆下記条件の一つでも当てはまる方は、急を要する理由があったとしても来局を厳にお断りします
 - ①2 週間以内に、海外から帰国した
 - ②2 週間以内に、県外を訪れた
 - ③2 週間以内に、体調不良を感じた日が 1 日でもある
発熱・倦怠感・のどの痛みなど、軽い風邪と思われる症状でも体調不良と捉える
- ◆来局が必要な場合は、【事前の電話連絡】もしくは【事前のメール連絡】を行い、
来局予約を取り付けてからお越しください
- ◆事務局内へ入られる際には、【入室前に手指の洗浄】【飛沫防止のためのマスク着用】
【対応者同士は 2 桁の距離をとっての対話】をお願いします
- ◆事務局での飲食物サービスは当面の間行いません
- ◆スポーツ庁からの要請（別添 1）に従い、事務局内での仕事を縮小し業務を遂行しています
問い合わせや事務処理依頼をされる皆様に下記の対応をお願いします
 - ①事務局へのご依頼は日にちに余裕をもって行ってください
依頼された当日中に仕事を完了させる事は出来ません
 - ②連絡は基本的にメールを使ってください
 - ③電話・ファックス以外の連絡手段がない方は、早急にご相談下さい

以上

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

出勤者7割削減を実現するための要請について

平素より大変、お世話になっております。

ご承知のとおり、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしています。

これに関して、各府省におかれては、所管の事業者等に対して、更なる取組みの要請をお願い致します。

1. 全事業者への出勤者削減の追加要請

具体的には、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月11日）における総理のご発言も踏まえ、中小・小規模事業者も含む全ての事業者に対して、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす、
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる、
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

といった取組みを、基本的対処方針や参考資料に挙げた厚生労働省HP等を参考にしつつ、実施するよう要請をお願いいたします。

なお、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。